令和5年度 八代市国民健康保険事業運営計画(案)



八代市健康福祉部国保ねんきん課

# 目 次

I. 🕏	十画の趣旨・・・・・・	• • • • • • • • • • • • • •	1
Ⅱ. 重	<b>怠点目標</b> ・・・・・	• • • • • • • • • • • • •	2
1.	被保険者資格の適正化		3
2.	財政の健全化		<b>4∼</b> 5
3.	保健事業の充実		<b>6∼</b> 9
4.	医療費適正化対策		10~13
<b>5.</b>	広報活動		14
6.	職員の研修		15

## I. 計画の趣旨

国民健康保険は、現役を引退した年金生活者をはじめ、非正規雇用者、 失業者など、他の医療保険に比べ高齢者や低所得者を多く抱えている。

その一方では、高齢化の急速な進展や医療技術の高度化に伴う医療費の 増加が同時に進行するなど、構造的な問題を抱えており、保険者は厳しい 財政運営を強いられている。

このような中、国は持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年4月から、都道府県が市町村とともに保険者となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担う「国保の都道府県化」を実施し、加えて毎年約3,400億円の追加的な財政支援(公費拡充)を行うことで、構造的な問題の改善を図ることとした。

本市においても、非常に厳しい財政状況にあり、平成 27 年度に合併後初めて赤字を計上し、その後税率等の改定による歳入確保や医療費適正化推進による歳出抑制に努めたが、赤字の解消には至らず、平成 29 年度末の実質累積赤字は約 7 億円となった。

そのため、平成30年度の国保の都道府県化に伴い、県から示されることとなった標準保険料率を基に、これに累積赤字の解消を図ることを考慮して税率改定及び医療費適正化、保健事業を行い令和2年度に累積赤字を解消することができたところである。

したがって、今後も標準保険料率を参考に、毎年保険税率を検討しなが ら、適正課税による税収の確保に努め、国保財政の健全化を図っていく。

また、保健事業においては、平成30年3月に策定した第2期データへルス計画及び第3期特定健診等実施計画(H30~R5年度)に基づき、特定健康診査と特定保健指導を重点事業として中心に据え、積極的に推進し、生活習慣病等の早期発見・早期治療により、疾病の発症や重症化予防に努めていくところである。

さらに、平成 30 年度に保険者インセンティブ強化のために創設された「保険者努力支援制度」の評価指標に基づいた保健事業(受診率向上や糖尿病の重症化予防等)にも注力し、医療費適正化の推進を図ると同時に調整交付金の増額を図る。

これらを踏まえ、令和5年度における本市国保事業の安定運営に向けた 総合的かつ効果的な事業を推進していくために、その方向性と6つの重点 目標を設定した本事業運営計画を策定するものである。

## Ⅱ. 重点目標

- 1. 被保険者資格の適正化
  - (1)被保険者資格の適用適正化について
  - (2) 外国人に対する被保険者資格の適用適正化について
  - (3) 居所不明者について
  - (4) 生活保護適用者の資格調査について
- 2. 財政の健全化
  - (1)適正賦課について
  - (2) 国保税率について
  - (3) 収納(滞納)対策について
  - (4) 結核性疾病、精神疾患に係る療養給付費の把握

(特別調整交付金)

- 3. 保健事業の充実
  - (1)特定健康診查、特定保健指導【健康推進課】
  - (2) 健康づくり推進事業 (関連事業)
  - (3) その他の保健事業等
- 4. 医療費適正化対策
  - (1)特定健診·特定保健指導受診率向上対策
  - (2)糖尿病等重症化予防対策
  - (3)後発医療品(ジェネリック医薬品)の普及啓発・使用促進
  - (4) レセプト点検等の充実強化
  - (5) 医療費通知の充実強化
  - (6) 人間・脳ドック助成事業の実施
  - (7)人間ドックの受診情報提供者への報奨金
  - (8) 重複・頻回受診者に対する適正受診の指導
  - (9) はり・きゅう等施術助成の実施
  - (10) 健康づくりに関する意識啓発
  - (11) 第三者行為の把握と適正な求償事務
- 5. 広報活動
- 6. 職員の研修
  - (1)都市国保協議会に関するもの
  - (2) 庁内研修
  - (3) 県、国保連合会、国保中央会に関するもの

### 1. 被保険者資格の適正化

国保事業の運営にあたっては、被保険者資格の適用対象の把握が重要であり、窓口における被保険者資格の審査を徹底するとともに、下記の作業を行う。

#### (1)被保険者資格の適用適正化について

- ①「国民年金第1号・第3号被保険者資格喪失者一覧表」及び令和 3年10月20日から稼働したオンライン資格確認システムより提供 される「資格重複状況結果一覧ファイル」を活用して、国保と社保 の保険資格が重複していると思われる者に対し、国保脱退勧奨通知 を発送する。
  - ②国保脱退申請の電子化を推進する。また、納税課や市民税課等の 関係課と情報を共有し、社保の保険資格を有していると確認できる 者については、職権による国保資格喪失を行う。
- ③「国民年金第2号被保険者資格喪失者一覧表」を活用して、会社等を退職したことにより厚生年金等の資格を喪失した者に対し、また、オンライン資格確認システムから提供される「国保加入勧奨情報ファイル」を活用して、診療月から3か月経過後も新資格が判明しない者に対し、加入勧奨通知を発送する。

#### (2)外国人に対する被保険者資格の適用適正化について

- ①3ヵ月以上滞在する等の外国人であって住所を有する者に対しては、転入時に 社会保険資格が無い場合は国保加入手続きを行う。
- ②(1)-①の日本人の場合と同じく、国保と社保の保険資格が重複していると思われる者に対し、国保脱退勧奨通知を発送する。
- ③(1)-③の日本人の場合と同じく、診療月から3か月経過後も新資格が判明しない者に対し、加入勧奨通知を発送する。
- ④転出手続きをせずに帰国した者に対して、市民課からの異動届を元 に資格喪失処理を行う。

#### (3) 居所不明者について

国民健康保険証、納税通知書等の返戻者については、市民課が実施する住民登録実態調査の際に情報提供を行い、被保険者資格の適正化に努める。

#### (4) 生活保護適用者の資格調査について

生活援護課資料により保護の開始及び廃止の調査を行う。

### 2. 財政の健全化

#### (1) 適正賦課について

国保の恒常的な安定運営のため、適正な賦課の確保に努め、健全化を 図る。また、被保険者相互間の負担の公平に留意する。

- ①国保税算定の基礎となる所得の把握については市民税課と連絡を 密にし、賦課漏れをなくすとともに、転入者に対しては、窓口で 簡易申告書の受付及び前住所地に所得状況の照会を行う。
- ②国保加入世帯について、未申告世帯の抽出を行い、5月に申告書を 送付し申告勧奨を行う。
- ③遡及賦課については、地方税法第 17 条の 5 により 3 年間遡及賦課を行う。
- ④国保加入世帯の住民異動等による賦課誤り、賦課漏れを防ぐため、 市民課の異動届の全件確認を行う。

#### (2) 国保税率について

国民健康保険の都道府県化に伴い、県から国保事業を運営するため に必要な標準保険料率が示され、それを参考に将来にわたる国保財政 の健全化維持を考慮し、各市町村で税率設定を行うとなっている。

本市においては、令和2年度に累積赤字は解消されたものの、国保被保険者数の減少に伴う税収の減、国保被保険者の高齢化や高度医療化に伴い一人当たりの医療費の増が見込まれる中、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の影響(被保険者の所得の減少による税収減、医療費の増等)や、後期高齢者医療制度、介護保険制度への負担金が国保財政にどのように及ぶのか不透明な部分が大きく、今後の見通しが立ちにくいことから、令和5年度は現行税率を据え置くこととした。また、急な医療費増や負担金増に対応するために基金を積み立て、国保財政の安定化を図る。

	税 率 -	医療分		後期分			介護分		
		所得割	均等割(1人当り)	平等割 (1世帯当り)	所得割	均等割(1人当り)	平等割 (1世帯当り)	所得割	均等割(1人当り)
1	標準保険料率 (R5年度)	8.98%	30,952円	21,322円	3.02%	10,259円	7,068円	2.78%	18,104円
2	現行税率	10.60%	29,600円	22,000円	3.30%	9,300円	6,900円	2.70%	14,900円
ŀ	比較 (②-①)	+1.62%	-1,352円	+678円	+0.28%	-959円	-168円	-0.08%	-3,204円

#### (3) 収納(滞納)対策について

令和3年度末現在の滞納累積額は約7億5千7百万円となっている。 今後も滞納者の実態の分析等を行い、個別指導等の強化を図りながら 収納率向上のため、以下を実施する。

- ①滞納初期からの滞納処分の積極的実施を組織一丸となって行う。
- ②給与・年金・預貯金等の債権差押えを強化する。
- ③滞納世帯の滞納原因を把握し、納税折衝を積極的に行い納税を促進 する。
- ④夜間(週1回19時まで)の窓口開設やコンビニ収納、スマホ決済等により、納税の機会を確保する。
- ⑤滞納世帯に対しては短期の保険証を交付し、また、1年以上納付が ない世帯には資格証明書を交付して滞納者との接触の機会を図る。
- ⑥滞納世帯に対して、保険給付を窓口払とすることで納税機会の確保を行うことや、世帯主の同意を得て保険給付額を直接滞納額に充当する保険給付の受領委任制度を活用し、収納率の向上を図る。

#### 収納率の推移(現年度分)

(単位:%)

年度	R 元	R 2	R 3	R 4(見込)	R5(目標)
一般	93.58	94. 12	94.71	94.71	94.80
退職	98.34	-	_	_	
合計	93.58	94.12	94.71	94.71	94.80

#### (4) 結核性疾病、精神疾患に係る療養給付費の把握(特別調整交付金)

結核性疾病、精神疾患に係る療養給付費は、特別調整交付金による財源手当てがあるため、レセプト点検時に実績額を的確に把握する。

## 3. 保健事業の充実

第2期データへルス計画及び第3期特定健診等実施計画に基づいて、保健事業を実施する。特定健康診査、特定保健指導を保健事業の重点事業として位置付け、健診受診率 60%を目標に、生活習慣病の発症予防と重症化予防を中心とした事業を行う。医療機関と連携した特定健診同等検査情報提供事業を実施し、受診率向上を目指すと共に、被保険者の健康増進を推進し、健康づくりに対する意識の向上により医療費の適正化を図る。

また、がん検診等による生活習慣病の早期発見、早期治療及び生活習慣病 予防の推進は、市民の健康増進、健康寿命の延伸に寄与することから、関 係課と連携し、切れ目のない保健事業と介護予防を一体的に実施する。

コロナ禍での保健事業実施に当たっては、感染症予防対策を充分に行う とともに、感染状況に応じた実施体制とする。

#### (1)特定健康診查、特定保健指導【健康推進課】

平成28年度から健診自己負担額を500円のワンコインに、また、心電図等の検査項目の追加により健診内容の充実を図り、さらに医療機関と連携し「特定健診同等検査情報提供事業」を実施し、特定健診の受診率向上及び特定保健指導の実施率向上を目指す。また、健診結果に応じ保健指導を実施し、生活習慣病の発症及び重症化予防を推進する。

根 拠 法:「高齢者の医療の確保に関する法律」第20条

「第三期特定健康診査等実施計画」

対 象 者:40歳~74歳の国民健康保険加入者

#### ①特定健診

#### ●健診内容

#### ≪基本的な健診項目≫

問診、身体測定、腹囲測定、血圧測定、血中脂質検査(中性脂肪、HDL・LDL-コレステロール)、肝機能検査(GOT, GPT, r-GTP)、血糖検査(空腹時血糖)、尿検査(糖・蛋白)、

#### ≪追加健診(保険者独自)≫

血糖検査(^モグロビン A1 c 検査)、腎機能検査(血清クレアチニン、血清尿酸)、 尿検査(尿潜血)、\*心電図検査、\*眼底検査、\*貧血検査

- \*心電図検査、眼底検査、貧血検査については、健診結果から必要な対象者に対し、医師の判断による詳細項目となっているが、本市ではH28年度から原則、特定健診受診全対象者に実施。
- ●委託先:八代市・郡医師会、県総合保健センター、JA厚生連

●実施方法:①複合健診 ②巡回健診 ③医療機関健診

●自己負担額:500円(40歳は自己負担額無料)

#### ②特定健診同等検査の情報提供事業

治療中の方で、特定健診と同等の検査を医療機関で実施している 場合、その検査結果を医療機関より情報提供して頂く。

●対象者: 特定健診未受診者で、医療機関で特定健診と同等の検査 を実施し、情報提供に同意した者

●実施方法:R5年度から熊本県において広域化し実施予定である。 本市は参加することとしており、県下で統一した実施方 法により、提供者の増加が見込まれる。

#### ③特定保健指導

●特定保健指導内容 特定健診の結果に基づき、生活習慣病リスクに応じて「動機づけ 支援」「積極的支援」に区分し、特定保健指導を実施している。

●委託先:熊本県総合保健センター、JA厚生連 くまもと健康支援研究所

複合健診分の積極的支援・動機づけ支援の一部を委託する。

#### 特定健診受診率

	R 元	R 2	R 3	R 4(見込)	R 5(目標)
対象者数(人)	22, 517	22, 394	21,743	21,505	21, 100
受診者数(人)	7, 766	5,684	6,885	6,715	12,660
受診率	34.5%	25.4%	31.7%	31.2%	60.0%

※R3年度熊本県受診率 36.9%

※R5 年度目標値 60% (八代市特定健診等実施計画より(第3期: H30~R5))

#### 特定保健指導実施率

	R 元	R 2	R 3	R4(見込)	R5(目標)
対象者数(人)	954	620	805	764	1,431
終了者(人)	603	369	466	_	859
実施率	63.2%	59.5%	57.9%		60.0%

- ※R3年度熊本県実施率 52.2%
- ※R5年度目標値 60% (八代市特定健診等実施計画より(第3期: H30~R5))

#### (2)健康づくり推進事業(関連事業)

#### 【高齢者支援課】

①健康教育

介護予防教室、出前講座を活用した健康教育

②健康の保持増進事業

やつしろ元気体操教室、通いの場(住民主体の体操教室) 通所型サービスB(住民ボランティアによるミニデイサービス)

#### 【健康推進課】

- ① 健康增進事業
  - ●がん検診等

胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん等のがん検診や 歯周病検診を実施する。

#### ●健康教育

生活習慣病の予防等の健康に関することについて、正しい知識の普及を図り、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的として実施する。

歯と口の健康週間として実施する『やつしろ歯の祭典』と同時に健康コーナーの実施、校区健康教育、生活習慣病予防講演会、広報誌、SNS等での周知啓発等を行う。

#### ●健康相談

定期的に実施している相談日・随時相談・健診後の保健指導等個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う。特定保健指導の対象とならない健診結果でも、必要な方には個別健康相談を実施し、高血圧・糖尿病・CKD(慢性腎臓病)等、疾病の発症や重症化することを予防する。

#### ●訪問指導

特定保健指導対象者以外の要指導者等に対しても、必要に応じて、 訪問指導を行う。

#### ②生活習慣病予防健診 (ヤング健診)

20歳から39歳までの方で健康診査を受診する機会が少ない方を対象に実施する。必要な方には保健指導を行い、若い頃からの生活習慣病予防対策として実施する。

#### ③健康づくり応援ポイント事業

市民が楽しみながら継続して健康づくりに取り組むことを目的に、 健康運動の実践や健康診断の受診など健康づくりへの積極的な取組 みに応じてポイントを付与し、一定のポイントを獲得した者を対象 に抽選により賞品を提供する。

令和元年度より「健康づくり応援ポイント事業」に賛同して頂ける地域団体・企業等の参加団体登録も実施。

#### (3) その他の保健事業等

#### 【高齢者支援課・健康推進課・国保ねんきん課】

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(令和4年度開始) 国保の保健事業や介護予防事業と高齢者の保健事業を一体的に実施し、保険者間の健康情報等の円滑な引継を行い、多様な課題に対応し、切れ目のないきめ細かな保健事業を実施する。

※令和4年度は2圏域で実施。令和5年度より全6圏域で実施。

#### 【健康推進課】

●健康に関する情報提供

健康推進課の専門職(保健師、管理栄養士、歯科衛生士、助産師)のキャラクター(やつしろごろよカモ〜ン!ず)を活用し、健康に関する情報「健康コラム」等をホームページやSNS等により周知する。



#### 【国保ねんきん課】

●医療費の現状を中心とした内容の出前講座を実施する。

### 4. 医療費適正化対策

国民健康保険事業の安定的な運営を目指し、増大する医療費を抑制する ために医療費の適正化を図っており、下記のような各種保健事業の取り組 みを行っている。

#### (1)特定健診·特定保健指導受診率向上対策

- ●利便性の向上
  - ①受けやすい健診体制の充実を図る。
    - ・がん検診等と同時実施
    - ※巡回健診に前立腺がん検診を追加 (H27年度~)
    - ※医療機関健診に大腸がん検診を追加 (H28年度~)
    - ※郵送による大腸がん検診を実施(R2年度~)
    - ・土日の休日における複合健診の実施
  - ② 国保人間ドック・脳ドックで特定健康診査を実施する。
  - ③ 個人で実施の人間ドック受診者からの情報提供を受け特定健診受診と見なす。(人間ドック情報提供事業)
- ●未受診者対策の強化
  - ④若い世代の受診率向上を目指し、新たに健診対象となる 40 歳を対象に個人負担金を無料化し、未申込者には複合健診の受診券を送付する。
  - ⑤健診未申込者に対し、特定健康診査の医療機関健診の受診券や特定 健診同等検査情報提供書を送付し受診勧奨を行う。
  - ⑥電話等による受診勧奨を行う。
- ●周知啓発活動の強化
  - ⑦『特定健診』のPR活動の推進
    - ・生活習慣病予防通信「すら~っと」の発行(広報紙折込)
    - ・エフエムやつしろ、市ホームページ、広報紙、SNS等による周知
    - ・ポスターの掲示、チラシ配布
    - ・母子保健事業、出前講座等活用した健康教育実施
- ●関係機関との連携
  - ⑧医療機関との連携を図り、治療中の者の健診受診を推進する。
  - ⑨地域組織や団体と連携し、健診の周知啓発に努める。

#### (2)糖尿病等重症化予防対策

- ①特定健診の結果より、糖尿病等の重症化の危険性の高い者を抽出し 重症化予防の保健指導を医療機関と連携し実施する。
- ②早期腎症を発見するために、高血糖者を対象に微量アルブミン尿検

査を実施する。

- ③八代圏域で開催の糖尿病性腎症重症化予防対策における保健医療連携会議で、医療機関と連携した保健事業体制を構築し、本市の健康課題の解決を図る。
- ④過去の健診結果による糖尿病管理台帳を作成し、治療中断者や未治療者への受診勧奨及び治療中断予防を行う。

#### (3)後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及啓発・使用促進

ジェネリック医薬品の利用を促進し、被保険者自身の医療費自己負担額の軽減、及び医療費の適正化につなげる。また、国の目標値であるジェネリック医薬品の使用割合 80%以上を目指し、普及啓発を図る。

①ジェネリック医薬品希望シールを全世帯に配布する。

②ジェネリック医薬品利用差額通知の送付

対象年齢:30歳~74歳

対象差額:100円以上

通知回数:年2回(8月、2月)

通知件数:各1,800件予定

※参考 R3年8月発送分差額通知効果額:733千円

R3年度ジェネリック医薬品の使用割合:81.3%

#### (4)レセプト点検等の充実強化

被保険者資格の適正管理並びに医療費の適正化を図るため、医療事務専門業者にレセプト点検(資格・内容審査等)に係るすべての業務を一元的に委託し、点検業務の合理化及び充実強化を図る。

また、柔道整復施術の適正受診を推進するため、患者調査を実施する。 ※参考 R3年度効果額:内容点検 5,950件 16,214千円 資格点検 1,690件 57,537千円

#### (5)医療費通知の充実強化

全受診世帯に対して、7項目(受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称、入院・外来等の区分、入院・外来等の日数、医療費の額、患者負担額)記載の医療費通知を送付する。

- · 5月(11月~ 1月診療分)
- 8月(2月~4月診療分)
- 11月(5月~7月診療分)
- · 2月(8月~10月診療分)

計 4 回、各 19,000 件程度を予定

#### (6) 人間・脳ドック助成事業の実施

被保険者の健康診査と疾病予防及び重症化防止を推進し、医療費の適 正化を図ることを目的とした事業である。令和 5 年度も前年度に引き続 き、13 の医療機関と連携を強化し、医療費適正化と受診率アップによる 調整交付金(保険者努力支援分)の増加を図る。

	R4人間・脳ドック	R5人間・脳ドック
募集人員	970 名	1,000名(予定)
助 成 金	一律2万円	一律2万円
医療機関	13 医療機関	13 医療機関
対象年齢	40~74 歳	40~74 歳

※ R 4 年度 12 月末実績・・・人間ドック 369 名、脳ドック 137 名

#### (7)人間ドックの受診情報提供者への報奨金

特定健康診査の実施項目を含んだ人間ドックを受診し、検査結果を市 に提供した国保被保険者へ6千円を報奨金として交付する。

[R5年度 6,000円/人、100名予定(予算額600千円)] ※R4年度12月末実績・・・40名

#### (8) 重複・頻回受診者に対する適正受診の指導

保健師が、一カ月に4ヵ所以上の異なる医療機関若しくは同じ診療科を2ヵ所以上受診している重複受診者及び一ヵ月に同じ医療機関を15回以上受診している頻回受診者を戸別に訪問し、療養上の日常生活指導及び適正受診に関する指導を行い、自主的な健康づくりを支援する。さらに、一カ月に同作用薬の重複処方が発生した重複服薬者や処方薬剤数が15種類以上の多剤投与者も戸別訪問対象に追加し、重複薬や残薬の確認を行い、医療機関や調剤薬局で相談するよう勧奨を行う。

※ R 4 年度 12 月末実績…重複受診者 40 名、頻回受診者 9 名 重複服薬者 44 名、多剤投与者 23 名

#### (9) はり・きゅう等 施 術 助 成 の実 施

慢性的な疾患の症状の緩和や治癒を促す施術を受けようとする国保被保険者へ 利用券を交付し、助成を行う。

[R5年度 1,000円/回、1人年間15回分予定(予算額7,454千円)] ※R4年度12月末実績・・・5,193回分、780名

#### (10)健康づくりに関する意識啓発

#### 【国保ねんきん課】

市広報紙折込の「国保だより」を定期的に作成し、国民健康保険制度や医療費の状況、適正受診の啓発、国保財政状況等の内容を掲載し全戸に配布する。特定健診の受診勧奨のための内容も掲載している。

[R5年度/4回(4月・7月・12月・2月)発行予定(各 49,703 部)] エフエムやつしろ、広報紙、SNS 等での周知啓発等

#### 【健康推進課】

市広報紙折込の生活習慣病予防通信「すら~っと」

[R5年度/1回発行予定(50,300部)]

校区健康づくりや出前講座等健康教育、生活習慣病予防講演会、 エフエムやつしろ、広報紙、SNS等での周知啓発等

#### (11) 第三者行為の把握と適正な求償事務

国保連合会の第三者行為等診療報酬明細書一覧表により毎月、交通事故等第三者行為により治療を受けた被保険者の把握を行う。当課への届出が未届である該当者へ届出勧奨通知を送付し、求償事務の適正な実施につなげ、医療費の適正化を図る。なお、届出受理後の求償事務は国保連合会に委託する。

## 5. 広報活動 広報年間計画

No.	実施予定月	内容	方法
1	R5 年 4 月	国保加入・脱退手続き、はりきゅう等施術の助成、高額 療養費・療養費について他	国保だより
2	4 月	国民健康保険税の仮算定、税率等改正他について	広報やつしろ
3	4 月	国民健康保険税仮算定納税通知書について	FM やつしろ
4	5 月	国民健康保険加入脱退・申告勧奨について	FM やつしろ
5	6 月	国民健康保険税の本算定と保険証の更新について	FM やつしろ
6	7 月	国民健康保険の税率について、整骨院・接骨院のかかり 方、ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ、人間ドッ ク情報提供事業他	国保だより
7	7 月	限度額認定証新規申請及び更新手続き、国民健康保険 税の本算定と国保加入・脱退手続き等	広報やつしろ
8	7 月	国民健康保険高額療養費の申請と限度額適用認定証の 更新について	FM やつしろ
9	9 月	ジェネリック医薬品及び国民健康保険療養費について	FM やつしろ
10	10 月	国民健康保険制度と国保の届出について	FM やつしろ
11	12 月	社会保険料控除用納付額明細書(国保・後期・介護)発行の登録他について	広報やつしろ
12	12 月	八代市国民健康保険特別会計決算、医療費通知について 他	国保だより
13	12 月	国保税の社会保険料控除用納付額明細書と国保加入・脱 退の手続きについて	FM やっしろ
14	12 月	高額介護合算療養費及び第三者行為による被害届について	FM やつしろ
15	R6年1月	国民健康保険制度と国保の届出について	FM やつしろ
16	2 月	人間・脳ドック募集について、セルフメディケーション について	国保だより
17	2 月	国民健康保険高額療養費及びジェネリック医薬品について	FM やつしろ
18	通年	国保啓発ポスター掲示 ※特定健診受診促進編、収納促進編	本庁舎、支所、

健康推進課:エフエムやつしろ 4月健診案内 7月健診結果説明会 2月健診申込案内 広報折込 10月生活習慣病予防通信「すら~っと!」 2月健診申込案内

## 6. 職員の研修

当課は窓口業務が主であり、市民の相談等に的確に対応できるよう業務に精通しておく必要がある。また、国保ねんきん課だけではなく、市民課や納税課、支所担当課等、国保業務に携わる課が多岐にわたるため、研修を積極的に進め、職員の資質向上を図る。

#### (1)都市国保協議会に関するもの

- ①九州都市国保研究協議会【延岡市】 (5月予定)
- ②熊本県都市国保賦課·徵収事務担当者研修会【合志市】

(10月予定)

- ③熊本県都市国保研究協議会定例会【宇土市】 (10月予定)
- ④熊本県都市国保資格·給付事務担当者研修会【天草市】

(11 月予定)

#### (2) 庁内研修

①各健康福祉地域事務所国保担当者との国保事務に 関する合同研修会

(4月予定)

②市民課窓口職員への国保業務に関する研修

(5月予定)

③保健指導担当者研修(事例学習会等)

(年間4回予定)

#### (3)県、国保連合会、国保中央会に関するもの

- ①国保総合システム操作研修会(国保連合会) (5月予定)
- ②税徴収事務研修会(県) (8月予定)
- ③保健事業担当者研修会(国保連合会) (8月予定)
- ④第三者行為求償事務担当者研修会(国保連合会) (10月予定)
- ⑤国保事務担当者研修会(県) (5月予定)
- ⑥レセプト点検研修会(国保連合会) (11月予定)
- ⑦データヘルス推進研修会(国保連合会) (年3回予定)
- ⑧保健指導担当者スキルアップ研修会(国保連合会) (年1回予定)